

○小野市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、小野市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成14条例22・平成20条例24・平成25条例2・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、小野市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(平成25条例2・一部改正)

(会派の届出)

第3条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び経理責任者を定めた会派届を議長に提出しなければならない。会派届の内容に異動を生じたとき又は会派を解散したときも、同様とする。

(平成25条例2・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

第4条 会派に対する政務活動費は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に年額240,000円を乗じて得た額を一括して交付する。

2 議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額を12で除して得た額に基準日の属する月から任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、当該会派の結成時の所属議員数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に結成された日の属する月の翌月（その日が各月の1日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を政務活動費として交付する。

(平成16条例14・平成19条例23・平成25条例2・一

部改正)

(所属議員数の異動等に伴う調整)

- 第5条 前条第1項の規定により政務活動費の交付を受けた会派が、基準日後において、所属会派からの脱会又は会派への加入により所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を12で除して得た額に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が各月の1日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該上回る額を12で除して得た額に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が各月の1日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を返還しなければならない。
- 2 前条第1項の規定により政務活動費の交付を受けた会派が、基準日後において議員の辞職、失職、除名又は死亡により所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した額と異動後の議員数に基づいて算定した額の差額を12で除して得た額に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が各月の1日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を返還しなければならない。
- 3 基準日後において、前条第1項の規定により政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合又は議会が解散した場合は、交付を受けた金額を12で除して得た額に会派の解散又は議会の解散の日の属する月の翌月（その日が各月の1日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を返還しなければならない。
- 4 前3項の規定は、前条第2項又は第3項の規定により政務活動費の交付を受けた会派において前3項に規定する議員数の異動又は会派若しくは議会の解散があつた場合の政務活動費の調整について準用する。この場合において、前条第2項の規定により政務活動費を交付した場合の調整にあつては、前3項中「前条第1項の規定により」とあるのは「前条第2項の規定により」と、「12」とあるのは「基準日の属する月から議員の任期満了の日の属する月までの月数」と、前条第3項の規定により政務活動費を交付した場合の調整にあつては、前3項中「前条第1項の規定により」とあるのは「前条第3項の規定により」と、「基準日」とあるのは「結成された日」と、「12」とあるのは

「会派が結成された日の属する月の翌月（その日が各月の1日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数」と読み替えるものとする。

（平成25条例2・一部改正）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、別表に定める経費で、会派が行う市政に関する調査研究に資するものに充てることができる。

2 政務活動費の支出に当たっては、政党活動、後援会活動、選挙活動、私人としての活動との疑義が生じることがないように努めなければならない。

（平成25条例2・全改）

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（平成25条例2・一部改正）

（収支の報告）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該政務活動費に係る領収書を添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の時から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。任期の満了による場合及び議会の解散による場合も、同様とする。

（平成19条例23・平成25条例2・一部改正）

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派が、市政の調査研究に資する経費以外に政務活動費を使用したと認めるときは、会派に対し政務活動費の返還を命ずることができる。

2 会派は、交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額を返還しなければならない。

(平成25条例2・一部改正)

(透明性の確保)

第10条 議長は、提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平成25条例2・追加)

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議長は、提出された収支報告書及び添付された領収書を、提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書及び添付された領収書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

(平成25条例2・旧第10条繰下・一部改正)

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(平成25条例2・旧第11条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月10日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第23号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小野市議会政務活動費の交付に関する条例

の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の小野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（平成25条例2・追加）

政務活動費を充てることができる経費の範囲

	項 目	内 容
1	研究研修費	国その他の団体が主催する地方行財政制度等の研修会に参加するための負担金、旅費等の経費 会派が開催する市政に関する研修会のための会場借上料、講師謝金等の経費
2	視察調査費	会派が行う市政に関する調査研究のための視察その他の調査研究に要する旅費等の経費
3	資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の印刷製本費、翻訳料等に係る経費
4	資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5	広報広聴費	議会活動、市の政策、調査研究活動を報告し、住民意思を把握するために会派が行う広報広聴活動に要する印刷製本費、郵送料、会場借上料等の経費